一　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この号において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ　当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること。

ロ　当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準達成車であること。

附則第五条の二第七項から第九項までを削り、同条第十項中「附則第十二条の三第六項第五号」を「附則第十二条の三第三項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十二条の三第七項」を「附則第十二条の三第四項」に、「第六項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

附則第五条の二第十一項を同条第八項とし、同条第十二項から第十四項までを削る。

附則第六条第四項中「附則第十一条第二項第一号ホ(3)」を「附則第十一条第二項第一号ホ(5)」に改め、同条第五項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「貨物」を「第一号に規定する貨物」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであること。

二　前号に規定する貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫内に設けられているものであること。

附則第六条第六十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十五項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十六項から第六十四項までを四項ずつ繰り下げ、同条第五十五項を次のように改める。

55　法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

附則第六条第五十五項を同条第五十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

59　法附則第十五条第三十三項第二号ハに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、当該発電設備の出力が二万キロワット未満のものとする。

附則第六条第五十四項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十四項」に、「同条第三十二項第一号」を「同条第三十三項第一号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十二項第二号」を「附則第十一条第三十三項第二号」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十七項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「附則第十一条第五項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

三　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車

附則第六条第三十四項を同条第三十七項とし、同条第三十三項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な」を「土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項第四号中「又は第二項」を削り、「貨物会社又は」を「同条第二項に規定する貨物会社、」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十項第一号」を「附則第十一条第十一項第一号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十三項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項第一号中「供されている車両（」の下に「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両（次号において「承継車両」という。）のうち、」を加え、同項第二号中「の車両」の下に「（承継車両を事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該車両に代えて当該事業の用に供されるものに限る。）」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項とし、同条第十六項から